

サイバーセキュリティ基本法の一部改正に伴う関係規則等の改正について(案)

資料 2 - 1 サイバーセキュリティ基本法の一部改正に伴う関係規則等の改正について (案) (概要)

資料 2 - 2 サイバーセキュリティ基本法の一部改正に伴う関係規則等の改正について (案)

サイバーセキュリティ基本法の一部改正に伴う関係規則等の改正について（案）

【背景】サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成30年法律第91号。以下「改正法」という。）（※本件関係部分）

- ✓ 「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号。以下「法」という。）に第17条（サイバーセキュリティ協議会）を新設。
改正法の施行後、現行の法第17条が第18条になる等の法第17条以降の条番号が繰り下がる。
- ✓ サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務として「サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関すること」を追加し、当該事務の一部を政令で定める法人に委託することができる（改正後の法第26条第1項第4号、第31条第1項第2号）としており、関係政令の整備が行われる予定

（参考）サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）新旧対照条文（※条番号の繰り下がり関係部分のみ抜粋）

新	旧
第一条～第十六条(略) <u>第十七条 第二十八条第一項に規定するサイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣(次項において「本部長等」という。)</u> は、 <u>(中略)、サイバーセキュリティ協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織するものとする。</u> <u>2～6(略)</u> 第十八条～第三十八条(略)	第一条～第十六条(略) <u>(新設)</u> 第十七条～第三十七条(略)



【決定事項】サイバーセキュリティ基本法の一部改正に伴う関係規則等の改正について（案）

（平成31年1月 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

- ✓ サイバーセキュリティ戦略本部が決定した規則等のうち、改正対象の法令を引用する規則等については、改正法の施行等に伴い、当該規則等が引用する法の条項の変更などの技術的な改正が必要。一方で、施行の日等は未定。
- ✓ 改正法等が施行される日において、サイバーセキュリティ戦略本部が決定した規則等の技術的な改正を、サイバーセキュリティ戦略本部として行うものとする。
- ✓ なお、本改正については、サイバーセキュリティ戦略本部長の了解を得て行うものとし、その内容を事後に、サイバーセキュリティ戦略本部に報告するものとする。

（参考）対象となる関係規則の例

サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則新旧対照案（※条番号の繰り下がり関係部分のみ抜粋）

改正案	旧
サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号。以下「法」という。） 第26条 第1項第3号に規定する事務を適切に遂行するため、当該事務について、次のとおり定める。（以下、略）	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号。以下「法」という。） 第25条 第1項第3号に規定する事務を適切に遂行するため、当該事務について、次のとおり定める。（以下、略）

サイバーセキュリティ基本法の一部改正に伴う
関係規則等の改正について（案）

平成 31 年 1 月 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

「サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 91 号。以下「改正法」という。）によるサイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）の一部改正及び今後予定される改正法の施行に伴う関係法令の整備」（以下「改正法等」という。）に伴い、改正法等が施行される日において、サイバーセキュリティ戦略本部が決定した規則等について、当該規則等が引用するサイバーセキュリティ基本法の条項の変更などの技術的な改正をサイバーセキュリティ戦略本部として行うものとする。

なお、本改正については、サイバーセキュリティ戦略本部長の了解を得て行うものとし、その内容を事後にサイバーセキュリティ戦略本部に報告するものとする。